



代理人制度 (フィリピン編)

1. はじめに

厳密に言うと、フィリピンには、日本の「弁理士」に相当する資格はありません。その代わり、「パテントエージェント」資格があります。パテントエージェントとしてフィリピン特許庁 (IPOP HL) に登録することにより、特許業務の取り扱いが認められます。申請には、パテントエージェント試験に合格することが必要です。これは、アメリカの特許弁理士制度の影響を受けていると言えるでしょう。フィリピンは、特許制度に限らず、歴史的にもアメリカの影響を色濃く受けているためです。本稿では、フィリピンの代理人制度 (パテントエージェント制度) について紹介します。

2. 試験制度

2.1. 受験資格

パテントエージェント試験を受験するため

には、以下の何れかに該当する必要があります。

- (1) 弁護士
- (2) 技術バックグラウンドを有する者
- (3) 審査官

更に、イノベーション・テクノロジー・サポート・オフィス (ITSOs) が提供するトレーニングコースを修了する必要があります。このトレーニングコースは、WIPO支援の下、大学の特許研究者向けに提供されているものです。初心者向けコースから上級者向けコースまで多岐に渡っています。全てのコースを修了すると、パテントエージェント試験の受験資格を得ることができます。

トレーニングコースには、オプションコースもあります。オプションコースは、2つのカテゴリ (化学カテゴリ/機械カテゴリ) から構成されています。受講生は、個々のバックグラウンドに基づいて、履修すべきカテゴ

期間	トレーニングの内容	トレーニングの種類
2日間	ファンデーションコース (IPシステム、特許情報およびIP管理の概要)	講演会、ワークショップ、ケーススタディ
2ヶ月	WIPO遠隔学習プログラム (DLP) 特許制度の301 (基礎)	オンライン
3日間	特許情報検索	講義とワークショップ
2ヶ月	WIPOのDL 318 (特許情報検索)	オンライン
4日間	特許ドラフティングトレーニング (出願編)	講義及び演習
5日間	特許ドラフティングトレーニング (中間処理編)	講義及び演習
5日間	明細書、クレーム、中間応答書類の作成	講義や演習
2ヶ月	WIPOのDL 320 (特許ドラフティング)	オンライン
1日	パテントエージェント試験 (PAQE)	テスト
2ヶ月	WIPOのDL 450 (IPマネジメント)	オンライン

表 1

年	化学	機械	TOTAL
2012年	17	23	40
2013年	3	19	22
TOTAL	20	42	62

りを決定します。

講義はオンラインで受講することができます。IPOP HLは、講義を受講するための端末も用意しています。

2.2. 認定実績

少し古いですが、2012年と2013年の合格実績は表1のとおりです。日本に比べれば少数ですが、これから少しずつ増えていくと思います。それだけ、フィリピンでの知的財産への注目は高まっています。IPOP HLの方針で、ここ3年は試験が凍結されていましたが、近々再開される見込みです。

3. 結 び

パテントエージェントの能力向上を目的として、様々な追加プログラムも提供されています。例えば、国際特許制度と特許協力条約(PCT)、クレーム解釈論、Techbootcamp等です。フィリピンの知的財産プログラムの提供は、WIPOだけでなく、EU、IIPI、EPO、法律事務所といった、様々な組織の支援によって成り立っています。フィリピンの知的財産制度が、これからますます良いものになっていくことを願っています。

著者紹介

Mr. Michael Adrian O. Gabriel

Hechanova所属。1987年マニラ生まれ。アワー・レディー・オブ・マナオアッグ大学卒業。専門は、コンピュータソフトウェア・ハードウェア工学。2009年にIPキャリアをスタート。趣味は料理。好きな言葉は「Be healthy, be happy, be wealthy」。
<http://www.hechanova.com.ph/>

編訳者紹介

木本 大介 (きもと・だいすけ)

日本弁理士、GIP東京所属。1977年神奈川県生まれ。専門は通信、電気、ソフトウェア。2005年弁理士試験合格。企業知財部3年、特許事務所7年の経験を経て2013年7月より現職。モットーは、「正しいモノより楽しいモノを」。
<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>